



平成23年(少ニ)第3440号

(別紙)

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、本件和解金として14万円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成24年2月末日限り[REDACTED]銀行 [REDACTED]支店の原告名義の普通預金口座 [REDACTED] に振り込む方法で支払う。
- 3 被告が、前項の金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払額を控除した残額及びこれに対する前項の期日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 当事者双方は、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

(以上)